

株主各位

第7期定期株主総会招集ご通知 交付書面への記載を省略した事項

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結持分変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社ネットプロテクションズホールディングス

電子提供措置事項のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求された株主様に対して交付する書面には記載していません。

新株予約権等の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

内部統制については、基本的には企業の4つの目的（業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関する法令等の遵守、資産の保全）の達成のために、企業内の全ての者によって遂行されるプロセスであるとの認識の下に、当社では内部統制システムを整備しています。

当社の内部統制システムに関する方針は、法令・定款の遵守と、業務の効率性・適正性等の確保のため、以下のとおり、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めています。この方針に基づく内部統制システムの運用を徹底すると共に必要に応じて改善を行い、一層実効性のある運用に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、「つぎのアタリマエをつくる」との経営理念を掲げ、すべての役員及び従業員が職務を執行するに当たっての基本方針とする。
- (2) 当社グループは、企業が存立を継続するためにはコンプライアンス（法令等の遵守）の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び従業員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めるものとする。
すべての役員及び従業員は、企業行動規範の基本原則である「コンプライアンス基本方針」を通じてその精神を理解し、一層公正で透明な企業風土の構築に努める。
- (3) 当社グループは、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外を含めた複数の窓口を設置し、通報者の保護を徹底した「コンプライアンス通報規程」によるコンプライアンス通報制度を運用する。
- (4) 当社グループは、独立性を確保した内部監査室を設置し、すべての業務が法令・定款及び社内諸規程等に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、当社グループの制度・組織・諸規程が適正・妥当であるか、内部監査を通じて公正不偏に検証する。
- (5) 当社グループは、社会的責任及び企業防衛の観点から、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力について、取引を含め一切関係を持たず、同勢力からの不当な要求に断固として応じないこととする。反社会的勢力による不当な要求に備えて、外部専門機関との連携体制の強化を図り、指導及び助言を受け、新規取引を開始する際には事前に反社会的勢力に関する調査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社グループは、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る議事録等の記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき定められた期間保存する。
- (2) 当社グループは、「情報セキュリティ管理規程」を定め、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。個人情報及び特定個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく組織的な対応を行う。

損失の危険すなわちリスクの全般的なコントロールを行うため、「リスク管理規程」に基づきリスクごとに担当部署を定め、内部監査室によるモニタリングの下で、定期的にリスク管理に関する体制・方針及び施策等を総合的に検討する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、「経営計画」を策定する。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は「関係会社管理規程」に基づき、連結子会社に対する指導・支援を含む適切なグループ経営管理を行う。
- (2) 当社グループでは、グループ経営の健全性及び効率性の向上を図るため、当社の常勤取締役及び常勤監査等委員は、連結子会社の常勤取締役及び常勤監査役を原則兼務する。
- (3) 連結子会社の取締役会で決議する事項については、原則として当社の取締役会に報告する。ただし、重要事項については当社の取締役会に付議する。
- (4) 内部監査室は、当社グループの業務の適正性について内部監査を行い、必要に応じて連結子会社を往査する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、体制の整備・運用をはかり、有効性評価、維持・改善等を行う。
- (2) 当社グループの各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による相互牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努める。

7. 監査等委員の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、監査等委員が必要に応じて関係部門と協議のうえ指名する。
- (2) 監査等委員補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、当該使用人の異動、人事考課については、予め監査等委員会と事前協議をして同意を得るものとする。
- (3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員補助使用人がその監査業務を遂行する上で不当な制約を受けないように配慮しなければならず、当該使用人は監査業務遂行にあたり不当な制約を受けたときは、監査等委員に報告し、制約の排除を求めることができる。

8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員に報告するための体制 その他の監査等委員への報告に関する体制

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び部門長は、
 - ① 当社グループの信用を著しく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - ② 当社グループの業績に著しく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
 - ③ 企業倫理、コンプライアンス、定款に違反したもの、またその恐れのある重大なもの
 - ④ その他①～③に準ずる事項について、発見次第速やかに監査等委員に報告するものとする。
- (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、監査等委員の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、子会社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査等委員の求めに応じて、隨時その職務の執行状況その他に関する報告を行うものとする。
- (3) 監査等委員に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員に対し不利な取り扱いを行わない。

(4) 重要な決裁書類は、監査等委員の閲覧に供するものとする。

9. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

- (1) 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (2) 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。

10. 監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員が会計監査人及び内部監査室と緊密な連携を保ち、足らざる点を補完しつつ相互に牽制する関係を構築し、効率的かつ効果的な監査が実施できるよう「三様監査」体制の環境を整備するものとする。
- (2) 監査等委員は、取締役から実効的かつ機動的な報告がなされるように、社内規程の整備その他社内体制の整備を取締役会に求めることができる。
- (3) 監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (4) 監査等委員は、隨時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (5) 監査等委員は、監査等委員会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて隨時開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行について

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を含む。）11名のうち7名を社外取締役として選任しており、社外取締役が中立的な立場から有益な監督及び監査を行える体制を整備し、経営監視機能の強化を図っています。
- (2) 定例取締役会を12回開催したほか、臨時取締役会を2回開催し、取締役（監査等委員で

ある取締役を含む。) の出席の下、決裁基準に沿った個別的な議案の決議及び報告のみにとどまらず、重要事項（事業戦略、資本政策、サステナビリティ等）の審議を行っています。また、取締役会資料の早期配布、記載内容の充実、議事進行の工夫等により、活発な意見交換がなされるように努めています。

2. コンプライアンス及びリスク管理体制について

- (1) 四半期に1回及び必要に応じて、常勤の取締役、監査等委員及び執行役員が出席するコンプライアンス委員会を開催し、当社グループのコンプライアンスに関する事項について共有及び協議を行っています。
- (2) 当社グループ全体を対象として、コンプライアンス関係規程（コンプライアンス基本方針、コンプライアンス規程、コンプライアンス通報規程、反社会的勢力対応マニュアル、内部管理規程等）を制定し、これらを当社グループ役職員に対して周知すると共に、当該規程に基づいて運用を行うことで、グループ全体の内部統制が図られるように努めています。
- (3) 当社グループ全役職員を対象としたコンプライアンス研修（入社時のセキュリティ等研修、インサイダー取引に関する研修、年次研修等）を実施し、当社グループ役職員のコンプライアンス意識の向上に努めています。
- (4) 当社グループ各社のコンプライアンス違反やその可能性がある行為について、当社グループ全役職員が当社所定窓口（常勤監査等委員及び外部法律事務所）に直接通報を行えるコンプライアンス通報制度を整備のうえ、当社グループ役職員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めています。
- (5) 四半期に1回及び必要に応じて、常勤の取締役、監査等委員及び執行役員が出席するリスク管理委員会を開催し、当社グループのリスクの把握、評価、目標の設定、対策の策定、緊急時の対応手順の決定、並びにリスク管理体制の構築及び見直しに関する事項について、共有及び協議を行っています。

3. 内部監査の実施について

代表取締役直属の内部監査室が、当社及び当社グループ会社の業務運営や法令遵守の状況の確認及び法令違反行為等の抑止のため、当社及び当社グループ会社を対象として内部監査を実施しています。内部監査の結果は、代表取締役、監査等委員会、及び取締役会に報告が行われています。

4. 監査等委員の職務の執行及び監査について

- (1) 監査等委員会を14回開催したほか、監査等委員会において決定した監査計画に基づき、実地監査や当社役職員への意見聴取を実施しています。また、14回開催された取締役会に出席のうえ、適時に意見等を述べています。
- (2) 監査等委員会は、内部監査室、代表取締役及び会計監査人と定期的に会合を持ち、経営課題、監査上の重要課題等について意見交換を行うことで、監査機能の強化及び向上を図っています。
- (3) 常勤監査等委員は、当社及びグループ会社にて開催される常勤役員会（常勤役員及び常勤役員が必要と認める関係者により構成される情報共有や協議、及び取締役会付議事項の審議を行う会議）等に出席し、代表取締役等の職務執行の状況を確認しています。また、常勤監査等委員による内部監査室と連携に基づく当社グループの内部監査の状況確認を通じて、コンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監査する体制を整備しています。

連結持分変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配株主持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の資本 の構成要素	合計		
2024年4月1日残高	4,134	14,196	△805	178	17,704	76	17,780
当期利益	—	—	1,350	—	1,350	△12	1,337
その他の包括利益	—	—	—	△42	△42	△3	△45
当期包括利益合計	—	—	1,350	△42	1,307	△16	1,291
新株の発行等	76	76	—	—	152	—	152
株式に基づく報酬取引	2	3	—	—	5	—	5
所有者との取引額合計	78	79	—	—	157	—	157
当期変動額合計	78	79	1,350	△42	1,465	△16	1,449
2025年3月31日残高	4,213	14,275	544	136	19,169	60	19,229

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS会計基準）に準拠して作成しています。

なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRS会計基準で求められる開示項目の一部を省略しています。

(2) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

・連結子会社の数 4社

株式会社ネットプロテクションズ

恩沛科技股份有限公司

Công ty TNHH Net Protections Vietnam

株式会社NPファイナンス

②連結の範囲の変更

当連結会計年度より株式会社NPファイナンスを新たに設立したため、連結の範囲に含めています。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項

①金融資産の評価基準及び評価方法

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

営業債権及び営業貸付金はその発生日に、その他の金融資産は当該金融資産に関する契約の当事者となった取引日に、当初認識しています。

当初認識において金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。

金融資産は、次の条件が共に満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類してい

ます。それ以外の場合には公正価値で測定される金融資産へ分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

また、次の条件が共に満たされる負債性金融資産は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産へ分類しています。それ以外の負債性金融資産は純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収及び資産の売却を目的とした事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定される資本性金融商品については、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下の通り測定しています。

(a) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。

(b) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は、純損益として認識しています。

ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しています。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しています。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

(iv) 金融資産の減損

償却原価で測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しています。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

ただし、重要な財務要素を含んでいない営業債権は常に、全期間の予想信用損失に等しい金額を貸倒引当金として認識しています。

営業貸付金については、契約上の支払期日より一定期間遅延した場合に、金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大したものと判定しています。また、それらの債権の全体又は一部分について、回収ができず、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

なお、支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分について、当社グループ内における回収手続き及び外部への回収委託を経て、回収不能と判断された時点で直接償却しています。

また、過去に減損損失を認識した金融資産について、当初減損損失を認識した後に発生した事象により減損損失の金額が減少した場合には、過去に認識した減損損失を戻入れ、純損益として認識しています。

②有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれています。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上されています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下の通りです。

- | | |
|-----------|---------|
| ・建物附属設備 | 3 - 24年 |
| ・工具器具及び備品 | 2 - 15年 |

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

③無形資産の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しています。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、それぞれの見積耐用年数にわたりて定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しています。主要な無形資産の見積耐用年数は以下の通りです。

- | | |
|---------|-----|
| ・ソフトウェア | 5年 |
| ・顧客関連資産 | 13年 |

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

④リースに関する事項

当社グループは、一定の有形固定資産のリースを受けています。リース開始日において、使用権資産は取得原価で、リース負債はリース料総額の現在価値で測定しています。

使用権資産は、資産の耐用年数又はリース期間のうちいずれか短い方の期間にわたりて定額法で減価償却をしています。

リース料の支払いは、リース負債に係る金利を控除した金額をリース負債の減少として処理しています。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより純損益に認識しています。

⑤のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しています。

のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っていません。また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

⑥非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、原則としてまずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに関連する減損損失は戻入ていません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れています。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れています。

⑦重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

⑧従業員給付に関する事項

(i) 退職後給付制度

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定拠出制度を運営しています。
確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しています。

(ii) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、従業員から関連する勤務が提供された時点で費用として計上しています。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額を、信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

⑨収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループは、決済ソリューション事業を主な事業としており、サービスの履行義務の充足時点について、財又はサービスに対する支配が一定の期間にわたり顧客に移転されるか、一時点で顧客に移転されるかを判定し、収益を認識しています。主な収益である取引手数料、請求書発行手数料及び延滞事務手数料は、サービスに対する支配が一時点で顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しています。また、加盟店の当社サービス加盟料は、当サービスに対する支配が一定期間にわたり顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しています。収益は、顧客との契約において約束された対価である取引価値で測定しています。また、連結子会社では、後払いサービスの拡大、活性化等を目的としたキャンペーン等を通じて、会員にポイント付与又はキャッシュバックを行っております。会員は、当該ポイントを使って、「atone shops」において景品を獲得したり、後払いの決済に利用することができます。当

該ポイント付与又はキャッシュバックのうち、顧客に支払われる対価に該当する部分は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、売上収益から控除しております。

⑩外貨換算

外貨建取引

当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨でもある日本円で表示しています。外貨建取引は、取引日の為替レート又はそれに近似するレートで当社グループの各社の機能通貨に換算しています。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しています。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。

2. 会計方針の変更

当社グループが当連結会計年度より適用している基準及び解釈指針は以下の通りです。

IFRS会計基準	新設・改訂の概要
IAS第7号	キャッシュ・フロー計算書
IFRS第7号	サプライヤーファイナンス契約の透明性を増進させるための開示要求 金融商品：開示

上記の基準等の適用が当連結計算書類に与える重要な影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社グループの連結計算書類の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り、判断及び仮定を設定しています。実際の業績は、これらの見積りと異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しています。会計上の見積りの変更による影響は、見積りを変更した会計期間及び将来の会計期間において認識しています。

(1) のれんの減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 11,608百万円

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある見積りと仮定は、のれんを含む資金生成単位グループの減損において用いられます。当社グループで認識されているのれんは償却しておらず、会計期間中又は減損の兆候があると認められた場合にはその都度、減損テストを行っています。

当該減損テストでは、資金生成単位における処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方を

回収可能価額として測定しています。

使用価値は、経営者により承認された成長率を用いて算定した5年間の事業計画を基礎とし、その後の永続価値を日本のGDP成長率と仮定して計算した将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割引いて算定しています。

この事業計画は、過去の実績値及び外部環境とも整合性を取った上で策定しています。割引計算に際しては、加重平均資本コストに基づき一定の調整をした税引前の割引率を使用しています。

使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー、成長率及び割引率等の仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定されますが、将来的な不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、大幅な見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

営業債権及びその他の債権 1,978百万円

②担保に係る債務

借入金(流動) 766百万円

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権 6,613百万円

営業貸付金 1百万円

(3) 有形固定資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産 706百万円

使用権資産 2,430百万円

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 99,306,627株

(2) 新株予約権に関する事項

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
発行決議の日	2017年1月20日	2017年6月30日	2019年2月12日	2019年2月12日
新株予約権の数	510個	45個	67個	401個
株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
株式の数	510,000株	45,000株	67,000株	401,000株

- (注) 1. 権利行使期間の初日が到来していないものを除いています。
2. 当社は2021年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割しています。
これにより、付与数及び行使価格は株式分割後の株式数に換算して記載しています。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に係るリスク管理

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・市場リスク（金利リスク））に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。なお、当社グループはデリバティブ取引については利用していません。

①信用リスク管理

信用リスクとは、加盟店、購入者及び顧客が契約上の義務を果たすことができなかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクです。

現金及び現金同等物については、その取引先が信用力の高い金融機関のみであることから、信用リスクは限定的です。営業債権及びその他の債権、及び営業貸付金については、信用リスクに晒されています。信用リスクは、取引の相手方の契約不履行その他の理由により財務上の損失が発生するリスクであり、主としてBNPL決済サービスに係る加盟店又は購入者、レンディングサービスの顧客に対するリスクからなります。当社グループは、与信管理規程に従い加盟店、購入者及び顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うと共に、主な加盟店、購入者及び顧客の信用状況を定期的に把握する体制としています。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。当社グループでは、信用リスク特性に基づき債権等を区分して損失評価引当金を算定しています。営業債権及びその他の債権については、常に全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しています。営業貸付金については、期末日時点での営業貸付金に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、将来12ヵ月の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定し、期末日時点での営業貸付金に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、

全期間の予想信用損失と同額で損失評価引当金を測定しております。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、関連する担保又はその他の信用補完を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。なお、信用リスクに関するエクspoージャーに関し、関連する担保及びその他に信用補完するものはありません。

②流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクです。

当社グループは、適切な返済資金を準備すると共に、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しています。

③市場リスク（金利リスク）管理

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響します。

当社グループは資金調達の際に、借入額及び借入の諸条件について、契約締結時及び将来の経済状況を十分に考慮しており、更に契約締結後もその有効性を継続的に検証することにより金利リスクを管理しています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

①公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下の通りです。

(i) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業貸付金、営業債務及びその他の債務

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(ii) 1年以内返済予定の長期借入金、長期借入金

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務及び1年以内返済予定の長期借入金を除く長期借入金については、同様の契約条項での市場金利を使用した将来キャッシュ・

フローの現在価値を公正価値として、レベル2に分類しています。

(iii) 差入保証金

敷金及び保証金の公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっています。

(iv) その他の金融資産

投資事業有限責任組合への出資は、組合財産を公正価値評価できるものには公正価値評価を行つた上、当該公正価値に対する持分相当額を投資事業有限責任組合への出資金の公正価値とみなしています。

非上場株式については、外部の評価専門家による鑑定評価書に基づいた公正価値により算定しています。

上記以外のその他の金融資産については、短期間で決済されるもの等、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

②償却原価で測定される金融商品

償却原価で測定される主な金融商品の帳簿価額と公正価値は以下の通りです。なお、帳簿価額と公正価値がほぼ等しい金融商品は下表に含めていません。当連結会計年度においてレベル1、2及び3の間の重要な振替はありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

帳簿価額	公正価値				合計
	レベル1	レベル2	レベル3		
償却原価で測定する金融負債					
長期借入金	4,984	-	4,963	-	4,963

（注） 帳簿価額は借入時に生じたアレンジメントフィーを控除した金額です。

③評価技法とインプット

レベル2の公正価値測定に用いられる評価技法は主に割引キャッシュ・フロー法であり、重要なインプットは主に割引率です。

④公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下の通りです。前連結会計年度及び当連結会計年度においてレベル1、2及び3の間の重要な振替はありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	—	—	232	232
投資事業有限責任組合への出資	—	—	25	25
合計	—	—	258	258

(注) レベル3に分類される金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産のうち、活発な市場における公表価格が入手できない金融商品です。

⑤評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、外部の評価専門家又は適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しています。評価結果については適切な権限者が承認しています。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

分解した収益の内訳は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
NP後払い	15,504
NP掛け払い	4,489
atone	1,856
AFTEE	543
その他	43
合計	22,438

(注) 単一セグメントであるため、主要なサービス別の収益の内訳を記載しています。

当社グループは、信用リスク保証型のBNPL決済サービスを提供しています。BNPL（Buy Now PayLater）決済サービスは、購入者が当社グループの加盟店から商品を購入したのち、加盟店から債権を譲り受け、購入代金を立替払いし、当社グループが購入者に対して請求書発行を行うサービスです。当該事業は主に、NP後払い事業、NP掛け払い事業、atone事業、AFTEE事業から構成されており、主なサービスを以下の通り提供しています。NP後払い事業はECを対象にしたBtoC取引向けのBNPL決済サービス、NP掛け払い事業は企業間取引における少額債権を主対象としたBtoB取引向けのBNPL決済サービス、atoneはBtoC取引を対象としたスマートフォンを活用した会員登録制のBNPL決済サービス、AFTEEはatoneと同様のサービスを台湾で展開しています。

当社グループは決済ソリューション事業の単一セグメントであり、主要なサービスの当社の履行義務及び収益認識時点を以下の通り認識しています。

①NP後払い

NP後払いは、当社グループの加盟店において、商品購入者に売買代金のBNPL決済サービスを提供することで、顧客である加盟店に対して販売機会を提供するものです。当社グループは商品売買代金に係る債権を加盟店から譲り受ける際に、債権額面に対し所定の手数料率を掛けて算出される取引手数料を加盟店から受領します。また、当社グループは、購入者に対して請求書を発行し、請求書発行手数料等を加盟店から受領します。加えて、当社グループは、請求書の発行日から一定の日数を経過した購入者に対して延滞事務手数料を請求し、受領します。

当社グループの履行義務は、顧客である加盟店に対して販売機会を提供すると共に、購入者に請求書を発行することにあります。従って、都度発生する取引手数料、請求書発行手数料及び延滞事務手数料については、それぞれ加盟店が販売した商品が購入者に着荷した時点、請求書を発行した時点及び請求書の発行日から一定の日数を経過した時点で当社の履行義務が充足され、売上収益を計上しています。

また、加盟店から毎月固定金額を受領する加盟料に係る当社グループの履行義務は、加盟店にNP後払いなどの当社サービスを契約期間内に継続して提供することです。月額固定で発生する加盟料については、顧客は均等に利用可能とするサービスから便益を受けると判断しているため、サービス提供期間にわたって売上収益を計上しています。

これらの収益は、顧客との契約に係る取引価額で測定しており、重要な変動性はありません。また、これらの収益に係る対価は主として1年以内に回収しており、重大な金融要素は含んでいません。また、顧客との契約以外の源泉から生じた収益の金額に重要性はありません。

②NP掛け払い

NP掛け払いは、企業間取引において、商品購入者に売買代金の掛け払いサービスを提供することで、顧客である販売企業に対して販売機会を提供するものです。NP後払いと同様に、当社グループは企業間取引で生じた少額債権を対象として、譲渡された債権残高に手数料率を掛けて算出した取引手数料を受領します。また、当社グループは、購入企業に対して請求書を発行し、請求書発行手数料を販売企業から受領します。当社グループの履行義務は、顧客である加盟店に対して販売機会を提供すると共に、購入企業に請求書を発行することにあります。当社グループは商品販売後に債権を譲り受けますが、当該譲受は当社グループが購入企業に対する請求書の発行を確定する日（売買取引、金額が確定する日）にされます。取引手数料及び請求書発行手数料はそれぞれ、当該請求書の発行確定日及び請求書を発行した時点で当社の履行義務が充足され、売上収益を計上しています。月額固定で発生する加盟料についてはNP後払いと同様です。また、取引価額の測定及び金融要素はNP後払いと同様です。

③atone

atoneは、当社グループの加盟店であるEC及び実店舗において、会員である商品購入者にキャッシュレスでの購入及び翌月のBNPL決済サービスを提供することで、顧客である加盟店に対して販売機会を提供するものです。会員である購入者がEC及び実店舗にてキャッシュレスで購入し、翌月にまとめて後払いとした債権が当社グループに譲渡される際に、債権額面に対し所定の手数料率を掛けた取引手数料を加盟店から受領します。また、当社グループは、購入者に対して請求書を発行し請求書発行手数料を購入者から受領します。当社グループの履行義務は、顧客である加盟店に対して販売機会を提供すると共に、購入者に請求書を発行することにあります。当社グループの履行義務の充足時点、収益認識時点、取引価額の測定及び金融要素はNP後払いと同様です。

また、連結子会社では、後払いサービスの拡大、活性化等を目的としたキャンペーン等を通じて、会員にポイント付与又はキャッシュバックを行っております。会員は、当該ポイントを使って、「atone shops」において景品を獲得したり、後払いの決済に利用することができます。当該ポイント付与又はキャッシュバックのうち、顧客に支払われる対価に該当する部分は、それが顧客から受け取る財又はサービスの対価であるものを除き、売上収益から控除しております。

④AFTEE

atoneと同様のサービスを台湾で展開したもので、取引手数料及び請求書発行手数料に係る履行義務の充足時点、収益認識時点、取引価額の測定及び金融要素についてはatoneと同様です。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳等は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	
売掛金	419
未収入金	39,004
貸倒引当金	△6,613
合計	32,810

(注) 1.未収入金の大部分につきましては、NP後払いの履行義務から生じたものです。

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
契約負債	1
合計	1

(注) 2.契約負債は「その他の流動負債」に計上しております。契約負債は、主に顧客に支払われる対価のうちポイント相当分です。契約負債は、会員からの売掛金、未収入金の回収に伴い取り崩されます。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年を超える履行義務はないため、履行義務に関する情報の開示を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 契約コストから認識した資産

当社グループは、加盟店との契約を履行するために発生したコストのうち、他の基準の範囲に含まれない、契約又は企業が具体的に特定できると予想される契約に直接関連しており、将来において履行義務の充足に使用される企業の資源を創出するか又は増価するものであり、回収が見込まれるものは資産として認識しています。

当連結会計年度において契約コストから認識した資産（加盟店が当社システムを導入するにあたって生じたシステム開発費用の当社負担分）は49百万円です。

契約コストから認識した資産の償却額は、当連結会計年度において62百万円です。

なお、当連結会計年度において減損損失は生じておりません。契約コストから認識した資産は連結財政状態計算書におきまして、その他の非流動資産に含まれています。当該資産は、加盟店契約の見積継続期間に応じた均等償却を行っています。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	192円76銭
基本的1株当たり当期利益	13円86銭

9. 重要な後発事象に関する注記

業績条件付株式報酬制度の導入

当社は、2025年5月29日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績条件付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しました。なお、本制度に関する議案は2025年6月27日開催の第7回定時株主総会に付議する予定です。

(1) 本制度の導入の目的

制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することを目的として導入するものです。

(2) 本制度の概要

①株式の交付及び金銭支給の条件

本制度は、3事業年度以上（当該期間中に対象取締役となる者については1事業年度以上）で当社の取締役会が定めた期間（以下「業績評価期間」といいます。）における業績目標及び対象取締役の役位別の基準交付株式数を設定し、以下の条件が成就した場合に、業績評価期間終了後に、各対象取締役に対して、当社株式を交付し、一部を金銭で支給します。

(i) 業績条件

当社の取締役会があらかじめ定めた業績評価期間における業績目標を達成すること

業績目標は、当社の株式の市場価格の状況を示す指標（TSR等）を中心とし、売上高の状況を示す指標（GMV等）、利益の状況を示す指標（税引前当期純利益等）を組み合わせる等その他当社の取締役会が決定した指標といたします。

(ii) 勤務条件

対象取締役が、当社の取締役会が定める役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあること。

(iii) 権利喪失事由の不存在

法令又は社内規則の違反その他の株式交付を受ける権利を喪失させることが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当していないこと。

②株式交付の方法及び上限

業績条件付株式報酬制度に基づく株式の発行又は処分は、対象取締役に対し、①金銭の払込み若しくは

現物出資財産の給付を要せずに、又は、②対象取締役に交付される株式数に係る払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を付与して対象取締役が当該金銭報酬債権を現物出資することにより行うものとし、これにより当社が発行又は処分する当社株式の総数は、年500,000株以内とします。また、業績条件付株式報酬制度に基づき支給される金額の総額は、年2億円以内とします。

ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

③その他の条件

上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他の当社取締役会で定める地位を喪失した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、当社の取締役会が合理的に算定する額の株式又は金銭を支給することができるものとします。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株主資本						新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金 合計	利益剰余金 合計				
	資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金						
2024年4月1日残高	4,134	7,021	6,032	13,054	21	21	17,210	1 17,212		
当期変動額										
新株の発行	78	78	-	78	-	-	156	- 156		
資本準備金からその他資本剰余金への振替	-	△7,021	7,021	-	-	-	-	-		
新株予約権の行使	-	-	-	-	-	-	△0	△0		
新株予約権の失効	-	-	-	-	-	-	△0	△0		
当期純利益	-	-	-	-	150	150	150	- 150		
事業年度中の変動額合計	78	△6,943	7,021	78	150	150	306	△0 306		
2025年3月31日残高	4,213	78	13,054	13,132	172	172	17,518	1 17,520		

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。

(2) 収益及び費用の計上基準

経営指導の提供による収益は、顧客との契約における履行義務の充足に従い、一定期間にわたり収益を認識しています。

業務受託報酬は、上場維持に関連する業務（会計監査や株主総会、また東京証券取引所への上場維持による認知度、信用、営業効率等を提供する業務やその他関連する業務）を提供する履行義務を負っており、前年の実際の費用額にマークアップが加算されて算出されます。当該履行義務はサービス期間にわたり充足されると判断しサービス提供期間にわたり収益として認識しています。

(3) 引当金の計上基準

(ア)賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しています。

(イ)株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	7,893百万円
--------	----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当該関係会社株式は、連結子会社である株式会社ネットプロテクションズの株式であり、市場価額がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、同社の超過収益力等を含んだ取得原価をもって貸借対照表価額としています。ただし、当該株式の実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行います。直近の状況において同社株式の実質価額は、取得価額に比べ低下していますが、翌年度以降の事業計画の実現可能性について検討を行った結果、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられていると判断し、貸借対照表価額の減額は行っていません。

なお、超過収益力等の減少を検討する際に利用した翌事業年度以降の事業計画における主要な仮定は、売上高算定の基礎となる取扱高の成長率です。

この事業計画における主要な仮定について、将来の不確実な経済条件の変動などにより見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	9,148百万円
短期金銭債務	9百万円

(2) 保証債務

連結子会社である株式会社ネットプロテクションズの借入金（運転資金）に対して債務保証を行っています（借入残高5,000百万円）。また、同社の金融機関とのコミットメントライン契約による借入に対して、債務保証（極度額7,000百万円、借入残高4,000百万円）を行っています。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	528百万円
営業費用	60百万円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	72百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当事業年度末における発行済株式の数

普通株式	99,306,627株
------	-------------

6. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未確定債務	0百万円
繰延資産	0百万円
賞与引当金	0百万円
株式報酬費用	5百万円
株主優待引当金	0百万円
事業税	5百万円
繰越欠損金	36百万円
繰延税金資産小計	48百万円
評価性引当金	△5百万円
繰延税金資産合計	43百万円

(2)法人税等の税率変更による繰延税金資産の金額の修正

防衛特別法人税に関する規定を含む「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%から31.5%に変更しています。

7. 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ネットプロテクションズ	所有 100.00%	資金の貸付及び返済	資金の貸付 (注1)	9,000	短期貸付金	9,000
				利息の受取 (注2)	72	未収利息	1
			債務保証	債務保証 (注3,4)	12,000	－	－
			経営指導契約の締結 役員の兼任	経営指導料の受取 (注5)	255	売掛金	71
			上場維持業務委託契約の締結	業務委託収入の受取 (注5)	272	売掛金	75

(注1) 資金の貸付について、取引金額は期中の平均残高を記載しています。

(注2) 借入及び貸付利率は市場金利を勘案して決定しています。

(注3) 借入金5,000百万円に対して債務保証を行っています。

(注4) コミットメントライン契約による借入に対して、債務保証（極度額7,000百万円、借入残高4,000百万円）を行っています。

(注5) 業務内容を勘案して協議の上決定しています。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	176円41銭
1株当たり当期純利益	1円55銭

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表9.重要な後発事象に関する注記に本件に関する内容を記載しているため、記載を省略しています。

10. 収益認識に関する注記

1. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、【1.重要な会計方針に係る事項に関する注記】における「(2) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

11. その他の注記

計算書類の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しています。